

丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会規約

(名称)

第1条 この会は、「丘のまちびえいインタープリテーションガイド認定委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 この会は、美瑛町への来訪者や町民へ地域の魅力を伝えるための人材を育成するため、要綱に定めるガイドの認定を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 丘のまちびえいインタープリテーションガイドの認定
- (2) 丘のまちびえいインタープリテーションシニアガイドの認定
- (3) 丘のまちびえいインタープリテーションマスターガイドの認定
- (4) 丘のまちびえいインタープリテーションスペシャルガイドの認定
- (5) その他委員会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 委員会は、次の団体等(以下「構成団体」という。)をもって構成する。

- (1) 丘のまちびえいDMO CEO
- (2) 一般社団法人 美瑛町観光協会
- (3) 美瑛町商工会
- (4) 美瑛町農業協同組合
- (5) 十勝岳ジオパーク推進協議会事務局
- (6) 丘のまち郷土学館 美宙
- (7) NPO法人 美瑛町写真映像協会
- (8) 丘のまちびえいインタープリテーションマスターガイド
- (9) 丘のまちびえいDMO CEOが任命する外部有識者若干名

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、構成団体の代表(以下「委員」という。)の中から互選により選出する。

3 役員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、丘のまちびえいDMOに置く。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(施行期日)

附 則

この規約は、令和元年11月1日から施行する。